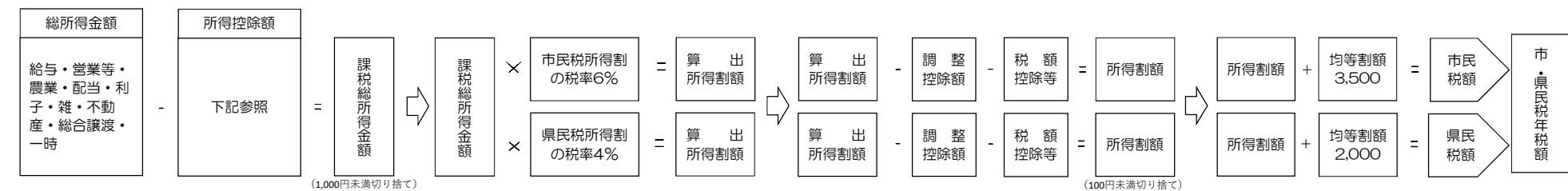


◎課税のしくみ

この税金は地方税法並びに和歌山県税条例、橋本市税条例に基づいて課税されます。この税金の納税義務者となる方は、次のいずれかに該当する方です。ア、橋本市内に住所を有する個人。イ、橋本市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、橋本市内に住所を有しない者。左記の判定は1月1日現在です。普通徴収の年税額が、均等割額に相当する金額以下の場合は、第1期分において全額納付しなければなりません。

普通徴収の年税額が、均等割額に相当する金額を超える場合は、納期が分かれますので、各期の税額を納期限までに納付してください。  
 特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その日以降において到来する納期がある場合は、それぞれの納期において、ない場合は直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとします。  
 普通徴収の納付の方法は、納付書または口座振替によって納める方法があります。納め忘れがなく便利な口座振替をご利用ください。税額等に関するお問い合わせは、税務課市民係までお願いします。

◎税額の計算方法



(注) 上記の計算は総合課税分の計算です。分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

◎非課税の範囲

1.均等割と所得割が非課税

障がい者、未成年者、ひとり親又は寡婦の方で、かつ合計所得金額 ≤ 135万円の方、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

2.均等割が非課税

- ①同一生計配偶者及び扶養親族がない場合 合計所得金額 ≤ 38万円の方
- ②同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 合計所得金額 ≤ 28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養(年少扶養を含む)親族の数 + 1) + 26万8千円の方

3.所得割が非課税

- ①同一生計配偶者及び扶養親族がない場合 総所得金額等 ≤ 45万円の方
- ②同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 総所得金額等 ≤ 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養(年少扶養を含む)親族の数 + 1) + 42万円の方

◎税率

・均等割 市民税 3,500円 県民税 2,000円

※東日本大震災からの復興や防災の施策に要する経費の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から10年間、市民税均等割額に500円、県民税均等割額に500円加算されています。また、和歌山県では平成19年度から令和8年度まで県土の保全等の公益的機能を有する森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいく目的のため、紀の国森づくり税が県民税均等割額に500円加算されています。

・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

・所得割(分離課税分)

区分		市民税	県民税	区分		市民税	県民税	
長期譲渡所得	優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡(措置法第31条の2)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	長期譲渡所得	土地・建物等の譲渡で左記以外のもの(措置法第31条)	3%	2%
		2,000万円超の部分	3%	2%			短期譲渡所得	土地・建物等の譲渡で下記以外のもの(措置法第32条第1項) 国または地方公共団体に対するもの等(措置法第32条第3項)
	所有期間10年超の居住用財産の譲渡(措置法第31条の3)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	3%	2%		
		6,000万円超の部分	3%	2%	一般株式等の譲渡所得、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得	3%	2%	

※措置法とは租税特別措置法のことです。

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下				
医療費控除	医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額8万8千円)	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円			
			老人	38万円	26万円	13万円			
社会保険料控除等	支払金額	配偶者特別控除	所得金額		控除額				
			48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円			
			95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円			
			100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円			
			105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円			
			110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円			
			115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円			
			120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円			
			125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円			
			130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円			
生命保険料控除	支払金額	障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	一般	26万円	33万円				
			老人	30万円	38万円				
			特定	53万円	45万円				
			寡婦控除	26万円	同居老親等	45万円			
				ひとり親控除		30万円			
				勤労学生控除		26万円			
			地震保険料控除	支払金額	基礎控除	納税者本人の所得金額		2,400万円以下	43万円
								2,400万円超2,450万円以下	29万円
								2,450万円超2,500万円以下	15万円
								2,500万円超	0円
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2							
	50,000円超のとき	25,000円							
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額							
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円							
	15,000円超のとき	10,000円							
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円								

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額			
合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%) に相当する金額			
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額			
②合計課税所得金額			
合計課税所得金額が200万円超の者			
①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (県民税2%、市民税3%) に相当する金額			
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額			
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			

控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
			普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円
障害者控除	10万円	配偶者控除	老人	10万円		6万円	3万円
			同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	50万円以上 55万円未満	3万円		2万円	1万円
			ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般
	母	5万円	特定	18万円	同居老親等		13万円
勤労学生控除	1万円						

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額。

ただし、居住年が平成26年4月から令和4年12月末までであり、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%

0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90%

0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) 地方税法に定める割合

※復興特別所得税(所得税額の2.1%)分を調整した割合です。(平成26年度から令和20年度まで)